

- その他**
- ①検察審査員となることができない方、②辞退できる事由については、同封の「検察審査員候補者名簿への記載のお知らせ」の裏面をご覧ください。
 - 視覚、聴覚、言語などに障がいのある方や介護が必要な方が検察審査員・補充員に選ばれた場合、事務局で審査会議に参加しやすいよう準備しますので、質問票(回答用紙)の記載欄にご要望等をご記入ください。また、ご不明な点があれば、事務局にお問い合わせください。
 - 検察審査会制度に関するご説明は、検察審査会ホームページにも掲載しております。

検察審査会ホームページ
<http://www.courts.go.jp/kensin/>

<<<< 疑問にお答えします! >>>>
 ご質問のある方は、

質問票 (回答用紙)
 ※ 質問1・2に該当しない方も、氏名のふりがな・日中の連絡先を必ず返送してください。
 ◆あなたが検察審査員候補者に選ばれた検察審査会の名称等

検察審査会名	名簿調製年	群
東京第六検察審査会	令和2年	第1群

◆ふりがな・日中の連絡先 (必ずご記入ください。)

ふりがな	日中の連絡先
氏名	()

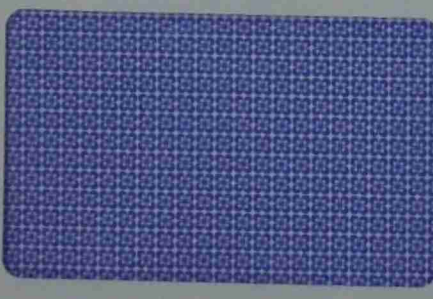
◆質問票に記載されている氏名、住所に変更等がある方

ふりがな	住所
氏名	〒

質問1について (該当する方のみ)
 次の1~19のいずれかに当てはまる方は、該当する番号に応じて裏付けとなる資料の写しを返信用封筒に同封し検察審査員になることができます。()。

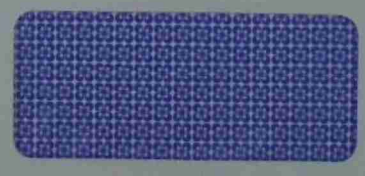
- 10 司法警察職員としての職務
- 11 自衛官

一度限知事



親展

重要なお知らせですので、必ずご開封ください。



検察審査会制度

皆さんのご協力をお願いします。
 ホームページ <http://www.courts.go.jp/kensin/>

検察審査員候補者となられた方へ

検察審査会はどのようなことをするのか。

- 検察審査会は、検察官が被疑者を裁判にかけなかったこと(不起訴処分)のよしあしについて審査を行うことを主な仕事としています。審査会議は、衆議院議員の選挙権を有する人の中からくじで選ばれた11人の検察審査員により非公開で行われます。
- 検察審査会は、地方裁判所及び主な地方裁判所支部所在地に165か所設置されています。昭和23年に検察審査会制度が始まってから、これまでに61万人以上の方々が検察審査員・補充員に選ばれています。

検察審査員・補充員はどのようなことをするのか。

- 検察審査員は、検察審査会の構成員として、審査会議に参加し、検察官の行った不起訴処分のよしあしについての審査を行います。また、補充員は、検察審査員が欠員となったり、審査会議当日に欠席したときに、検察審査員に代わって審査会議に参加します。
- 各群の任期は次のとおりで、いずれも6か月です。
 - 1群の方 令和2年 2月1日～令和2年 7月31日
 - 2群の方 令和2年 5月1日～令和2年10月31日

321004
 令和元年11月15日

東京都江東区
 東京第六検察審査会事務局
 (兼出入)
 100-8920
 東京都千代田区麹町1-1-4
 (東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎内)
 東京第一検察審査会事務局

00400001 001 111 1 001/003
 0000004 0000010 0000016 0000016

検察審査員候補者名簿への記載のお知らせ

このたび、あなたは、
東京第六 検察審査会の検察審査員候補者
 (令和2年第1群)

に選ばれ、検察審査員候補者名簿に記載されましたので、お知らせします (このお知らせは任期終了まで大切に保管してください。なお、現段階では、名簿に記載されただけで、東京第六 検察審査会にお越しいただく必要はありません。)

検察審査員候補者に選ばれた方は、それぞれ第1群から第4群と呼ばれる4つのグループに分かれて名簿に記載されています。あなたが属する群は上の枠内に記載のとおりです。今後、この名簿をもとに、検察審査会及び同事務局において、群ごとに検察審査員候補者の中から検察審査員・補充員を選ぶ手続きを行います。

検察審査員・補充員に選ばれた方には、別途、事務局からお知らせします (各群の任期終了時までに検察審査員・補充員に選ばれなかった方には、あらためてお知らせすることはありませんので、別途、事務局からお知らせがない場合には、検察審査会にお越しいただく必要はありません。)

※ 検察審査会はどのようなことをするのか、いつ頃検察審査員・補充員に選ばれる可能性があるのか等については、同封の「検察審査員候補者となられた方へ」をお読みください。

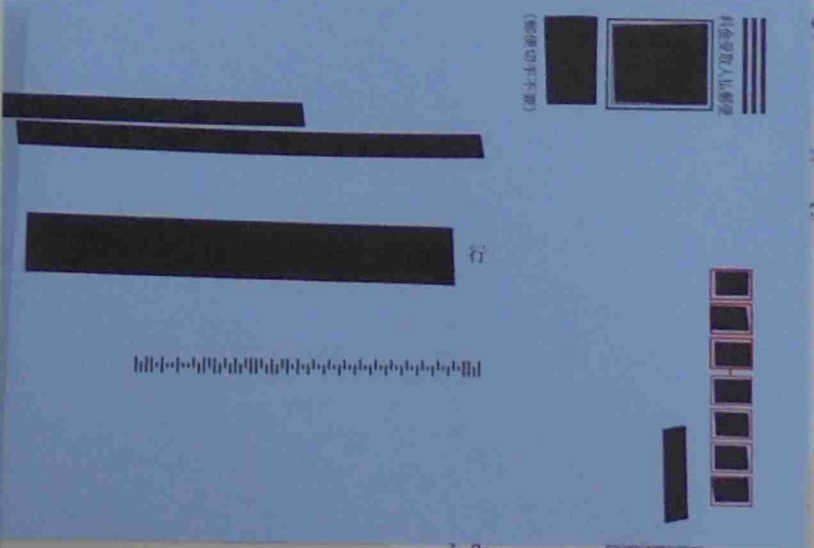
321004
 令和元年11月15日

東京都江東区
 東京第六検察審査会事務局
 (兼出入)
 100-8920
 東京都千代田区麹町1-1-4
 (東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎内)
 東京第一検察審査会事務局

00400001 001 111 1 002/003
 0000004 0000011 0000017 0000017

質問票
 令和2年11月15日付け「検察審査員候補者名簿への記載のお知らせ」で
東京第六 検察審査会の検察審査員候補者
 (令和2年第1群)

あなたが、検察審査会事務局から以下の2点について質問させていた
 検察審査員となることができない方に当たるかどうか (辞退を希望される方のみ)。
 辞退できる事由が具体的なものであるかどうか (辞退を希望される方のみ)。
 質問2のイ、ウ、エ、オ、カに該当する方は、裏付け



0000011 0000017 0000017